

京都市立御室小学校排水槽点検清掃業務仕様書

- 件 名 京都市立御室小学校排水槽点検清掃業務
- 実施場所 京都市立御室小学校（京都市右京区御室堅町１９）
- 契約期間 契約の日の翌日から令和９年３月１５日まで
- 実施内容等

１ 業務目的

本業務は、京都市立御室小学校の排水槽（雑污水用、槽内容積約１１ｍ^３）、及び排水ポンプ等当該排水槽に付属する設備（以下排水設備と呼ぶ）について、点検等により劣化、不具合などの状況を把握し、保守や清掃の措置を講ずることにより、所定の機能を維持し、事故・故障等を未然に防止することを目的とする。

２ 業務内容

以下の内容を、令和８年８月～９月の間に１回、令和９年１月～３月の間に１回の合計２回実施すること。実施日については事前に学校関係者と十分調整すること。

- (1) 排水槽内壁面、床面、天井面、ポンプ、フロートスイッチ及びピット内を清掃すること。
- (2) 排水槽各部の点検を行うこと。
壁面、床面等の損傷、亀裂及び腐食等の有無等
- (3) マンホールの密閉状態の確認を行うこと。
- (4) 水槽内の汚水及び残留物質を確実に槽外へ排除することとともに、清掃によって生じた汚泥等の廃棄物を適切に処分すること。
- (5) 清掃終了後、水張りを行い、水位の低下の有無を調べ、漏水のないことを確認すること。
- (6) 槽内の配管及び配管固定部の変形、腐食、損傷等の有無の点検を行うこと。
- (7) 排水ポンプの点検を行うこと。
作動点検、ポンプ、電動機、ケーブルの劣化、腐食等の点検、運転調整等
- (8) 排水ポンプの絶縁抵抗を測定し、その良否を確認し、記録に残すこと。
- (9) 液面制御装置の点検すること。
フロートスイッチ、各警報の作動点検
電極の劣化、取り付け固定状況の点検
- (10) 配管固定部の変形、腐食、損傷等の有無を点検すること。
- (11) 当該対象部分の 汚れ、詰り、付着等がある部分または点検部の清掃を行うこと。
また、取り付け不良、作動不良、ボルト類の緩みなど調整を行うこと。
- (12) 排水設備の清掃及び各部の点検結果を記録にまとめ提出すること。

３ 作業の実施要領等

- (1) 作業実施の際には、予め当該学校関係者と協議し、実施の日時及び養生など安全対策を計画すること。また、点検対象部分の劣化や使用状況等を学校関係者から聴取し点検の参考とすること。
- (2) 点検清掃を行うに当たっては、作業の対象及びその周辺に汚損等の損害を与えることのないよう、適切な養生を行うこと。

- (3) 点検の結果、劣化又は異常があった場合には、速やかに学校関係者に報告し、適切な措置を講じるものとする。ただし、劣化又は異常が著しい場合には、学校関係者と協議する。
- (4) 除去物質の飛散防止、悪臭発散の防止、消毒等に配慮し、学校関係者や作業者の事故防止に努めること。
- (5) 作業車の構内通行、槽内清掃点検作業、マンホールを開放して行う作業及びその他学校関係者や施設への安全配慮が必要な場合には、誘導員又は安全監視員を配置するとともにバリケード等の安全措置を講じること。
- (6) 槽内作業においては、労働安全衛生法等関係法令を遵守し、必要な安全管理体制や安全対策措置を講じて行うこと。
- (7) 京都市上下水道局「排水槽の構造及び維持管理に関する指導基準」に準じて行うこと。

4 作業計画書の提出

事前に排水槽清掃及び各点検の計画（作業日時、点検項目や内容、安全管理体制、バリケード等安全措置等を記載しまとめたもの）を書面で学校関係者へ提出し学校関係者へ承諾を得ること

5 提出書類等

以下を書面及び電子データ（特記がある場合）で提出すること

(1) 着手前

- ア 連絡体制台帳（下請け業者と契約がある場合のみ提出）
- イ 作業計画書

(2) 完了時

- ア 各設備の点検結果報告書
- イ 点検状況写真
- ウ 異常があった場合の協議記録及び処置内容（写真含む）
- エ 排水設備点検記録簿（＊）

＊点検記録簿は、京都市上下水道局発行の「京都市下水道排水設備指針」を参考に作成すること。